**平成２９年（フ）第１４２２号**
横浜市中区若葉町３丁目43番地１　セザール伊勢佐木町217号室
債務者　森下　昇輝
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４２７号**
神奈川県藤沢市長後1216番地の10　コージェスト上宿201
債務者　堀田　憲一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２５０号**
栃木県宇都宮市新町２丁目５番16号　県営富士見住宅２号棟19号室
債務者　池田　淳子
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午後１時15分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２４４６号**
大阪市生野区巽南１丁目15番13号　ゼフィランサス102号
債務者　岡本　竜己
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８３３号**
大阪市北区西天満４丁目12番３―202号
債務者　棟　　晴香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１７４号**
静岡県磐田市岡310番地４　東棟、前住所静岡県磐田市明ケ島522番地２
債務者　川島まち子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２９年（フ）第２１０号**
静岡県浜松市中区十軒町556番地の１
債務者　菊地　朋子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第９５７号**
埼玉県所沢市西住吉７番５―301号ＮＳマンション、破産手続開始決定時の住所東京都日野市日野本町２丁目10番地の27エルホロン302
破産者　齋藤　豊子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１７４０号**
神戸市兵庫区御崎本町３丁目３番29―909号
破産者　株式会社ＴＨＣ
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第４５５号**
福岡市早良区賀茂１丁目34番９号
破産者　ＮＰＯ法人小さな介護あおふぐ
1　決定年月日　平成29年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１４２０号**
札幌市東区北23条東12丁目１番17号
破産者　株式会社アーバン・シィ
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１１７号**
栃木県宇都宮市緑３丁目37番６号　セジュールグリーンＡ101、前住所栃木県宇都宮市東原町８番６号　コーホーマンション503号室
破産者　三品　裕子
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１６１号**
栃木県宇都宮市砥上町271番地３
破産者　飯澤　　保
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２６２号**
愛媛県松山市河野中須賀336番地　中須賀団地７棟46号
破産者　小坂みなみ
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２２８６号**
横浜市神奈川区立町13番地
破産者　株式会社アートライフ
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５４１号**
横浜市戸塚区上矢部町2329番地６
破産者　瀧電設株式会社
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２８年（フ）第５１号**
鹿児島県薩摩川内市田海町402番地１　コーポたうみ１―204
破産者　松井　翔太
1　破産債権の届出期間　平成29年８月１日まで
2　一般調査期日　平成29年10月31日午後２時
平成29年７月11日
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２９年（フ）第５１６号**
札幌市中央区宮の森３条11丁目１番52号　ドイル森嶋201号
破産者　小野寺　晋
1　破産債権の届出期間　平成29年８月10日まで
2　一般調査期日　平成29年10月２日午前11時30分
平成29年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部